

和歌山県温泉地マーケティング戦略立案業務 質問票への回答

No.	質問事項	回答	質問日
1	⑪法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書について取得する際の正式な証明書名、発行元をご教示いただけますでしょうか。	いわゆる国税の納税証明書（未納がないことの証明）となりますが、法人の状況等により申請区分が異なる場合がありますので、法人の本店（登記上の所在地）を管轄する税務署へ直接お問い合わせください。	2026/8/4
2	⑫都道府県税（法人税又は個人事業税、法人県民税、自動車税等）に未納がない旨の証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）取得する際の正式な証明書名、発行元をご教示いただけますでしょうか。また、弊社は大阪にも事業所がございますが、大阪事業所分も必要となりますでしょうか。本業務は東京事業所にて行います。	都道府県税における納税証明書（未納がないことの証明）となりますが、各都道府県により証明書の正式名称が異なる場合がありますので、法人の本店（登記上の所在地）を管轄する都道府県税事務所へ直接お問い合わせください。	2026/8/4
3	該当箇所：実施要領 6. (1)⑪（提出書類一覧 No. 11）「法人税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書」 質問内容：本証明書につきましては、写しでの提出を予定しております。写しでの提出で差し支えないか、ご確認をお願いいたします。	写し（コピー）での提出で差し支えありません。 ただし、提出日において発行後3ヶ月以内のものであることが確認できるものを提出してください。	2026/8/4
4	該当箇所：実施要領 6. (1)⑫（提出書類一覧 No. 12）「都道府県税（法人県民税、自動車税等）に未納がない旨の証明書」 質問内容：本証明書につきましては、電子データ（PDF等）を印刷したもののでの提出を予定しております。当該写しでの提出で差し支えないか、ご確認をお願いいたします。	電子データを印刷した書面（写し）での提出で差し支えありません。 ただし、提出日において発行後3ヶ月以内のものであることが確認できるものを提出してください。	2026/8/4
5	応募資格（5）「類似する同規模の事業実績」の判定について 実施要領「2. 応募資格（5）」に、過去5年間に本業務に類似する同規模の事業実績を有することとあります。 （1）当該実績の契約先について、官公庁・地方公共団体・DMO等に限られますか。それとも民間企業を契約先とするマーケティング戦略立案業務も実績として認められますか。 （2）「同規模」の判定は、契約金額を基準としますか。基準とする場合、その目安をご教示ください。	（1）実績の契約先は、官公庁・地方公共団体・DMO等に限定されません。民間企業を契約先とするマーケティング戦略立案業務であっても、本業務に類似する内容であれば事業実績として認められます。 （2）契約金額のみで一律に判定するものではありませんが、目安としては本業務の予算上限額（5,500,000円）と同程度、あるいは一定規模以上の業務であることを基準とします。金額基準の明確な下限値は設けていませんが、企画提案書等の審査において、本業務を安定的かつ円滑に遂行できる能力を有しているかを総合的に判定します。	2026/8/5
6	コンソーシアム参加時の実績要件の充足について 実施要領「2. 応募資格」に、コンソーシアムで参加する場合は「その構成員のすべてが次に掲げるすべての要件を満たすこと」とあります。この規定は、（5）の事業実績要件についても構成員全員がそれぞれ満たす必要があるという理解でよろしいでしょうか。それとも、構成員のいずれか1者が（5）を満たせば足りますか。	コンソーシアムにより参加する場合において、応募資格（5）「類似する同規模の事業実績を有していること」の要件については、構成員全員がそれぞれ満たしている必要はありません。共同代表者（主たる受託者）をはじめ、構成員のうちいずれか1者が（5）の事業実績要件を満たしていれば、共同体として当該資格要件を充足しているものと判定します。	2026/8/5
7	県保有資料の貸与について 本業務の現状把握・比較分析にあたり、貴県が既に保有する調査・統計資料（観光客動態調査、宿泊関連統計、過年度に実施された温泉地・観光関連の調査報告書、和歌山県観光振興実施行動計画の基礎データ等）について、受託後に受託者へ提供・貸与いただけますか。提供可能な場合、その範囲と形式（集計値のみ／ローデータを含む）をご教示ください。	客観的なデータに基づく分析を円滑かつ高度に推進いただくため、本県が保有する調査・統計資料については、提供・貸与します(集計値でもローデータでも可)。	2026/8/5
8	目指す温泉誘致は「和歌山県の温泉地全体にバランスよく来てもらうこと」でしょうか。例えば、白浜温泉に特化してきてもらう、といった発想は相容れないのでしょうか。	具体的な提案内容や戦略の方向性、それらに伴う評価の優劣に関わるご質問については回答を差し控えます。	2026/8/6

和歌山県温泉地マーケティング戦略立案業務 質問票への回答

No.	質問事項	回答	質問日
9	仕様書に「第一想起に入らない」と記載があるが、これはなんらか調査結果にもとづくものでしょうか。であればもし可能であればその結果を共有いただきたい。	「第一想起に入らない」と捉えているわけではなく、「第一想起（有名温泉地）」の輪の中に十分に食い込みきれていないという課題感を認識しています。	2026/8/6
10	また「第一想起に入らない」の対象は「白浜温泉」「勝浦温泉」といった個別温泉地を指してのものか、「和歌山の温泉地全体が想起されない」の意図で書かれているのか教えていただきたい。	個別温泉地であるか県全体であるかを画一的に切り分けるものではなく、温泉旅行を検討する旅行者のマインドシェアにおける本県温泉地の位置づけについて、構造的な課題感を示したものです。	2026/8/6
11	温泉誘致をしていく際の重点ターゲットがもしあれば共有いただけますと幸いです（京阪神からの誘致を強化したい、関西以外からの誘致を強化したいなど）	重点ターゲットとして特定の地域や属性等をあらかじめ固定しているものではなく、客観的なデータ分析に基づいたターゲット設定のご提案を求めるものです。	2026/8/6
12	戦略立案にどの程度の期間をかけられる想定か教えていただけますと幸いです	業務期間の範囲内において、最も効果的かつ現実的なスケジュールをご提案ください。	2026/8/6
13	仕様書に「提案者の独創的なアプローチを尊重」「STP策定などはあくまで例示」と記載いただいている一方で評価基準表には「STP戦略」をはじめ、一定具体的な形で評価項目が示されているように認識しています。「評価基準表の審査基準の項目立てに則さず、全体を通して提案者独自の視点で提案を行う」ことは許容されるのでしょうか	同等以上の効果が期待できる手法であれば、提案者独自のプロセスやアプローチによる提案は許容されます。ただし、審査は「評価基準表」に定める審査項目に基づいて行うため、独自の提案内容が評価基準表の各審査項目とどのように対応し、整合しているかが明確に判別できる構成としてください。	2026/8/6
14	調査対象について、既存来訪者・潜在顧客・温泉未利用者など、県として想定している対象があればご教示ください。	特定の調査対象をあらかじめ想定しているものではなく、目的達成に最も有効な調査設計のご提案を求めるものです。	2026/8/6
15	本業務に関連して、県が保有する観光動態調査、来訪者アンケート、宿泊統計等のデータ提供は可能でしょうか。	No. 7で回答のとおりです。	2026/8/6
16	ヒアリングが必要となった場合、県内温泉地関係者への調整支援をいただくことは可能でしょうか。	業務遂行上必要となる県内温泉地関係者へのヒアリングについて、調整を支援します。	2026/8/6
17	本業務で策定する「5カ年の中期戦略」について、年度別アクションプランレベルまで求める想定でしょうか。	全ての年度において画一的なアクションプランを求めるものではありませんが、次年度以降の事業に即座に活用できるよう、具体的な事業設計のご提案を求めるものです。	2026/8/6
18	成果品として求める戦略書・事業設計書について、想定ページ数や詳細度の目安があればご教示ください。	想定ページ数や詳細度の目安は設けておりません。	2026/8/6
19	成果品エ「実務活用簡易テンプレート・マニュアル（内製化・スキル移行ツール）」における「現場」について、主たる利用者として想定されているのは、①貴県観光振興課等の職員、②(公社)和歌山県観光連盟、③県内の観光協会・DMO・宿泊事業者等、どちらでしょうか。	特定の主体のみをあらかじめ想定しているものではありません。	2026/8/6